

SUNRISE

<SUNRISE = 太陽が昇る「日の出」と、三中(SUN)の雰囲気がいよいよ上がって(RISE)いよいよとの思いを込めて…>

堺市立三国丘中学校 生徒指導通信 生徒指導部発行 No. 20 2023. 10. 20

火遊びの怖さ、知っていますか？

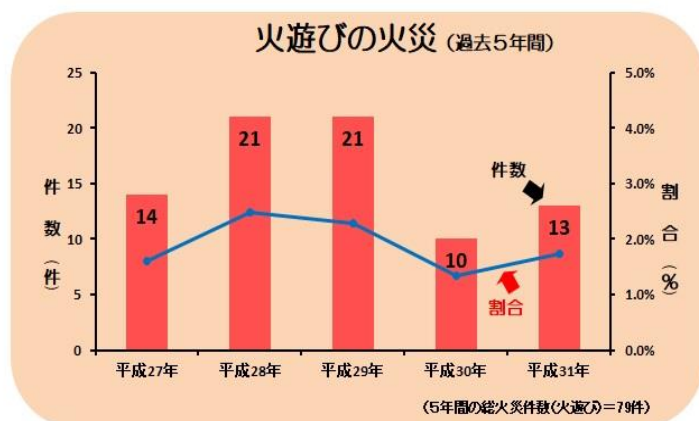
毎年、秋から冬にかけての季節でこの記事に掲載しています。「またか・・・」と思う人がいるかもしれませんが、改めてしっかりと読んでください。今秋に入って既に中学生の「火遊び」で補導されていたり、消防車が出動する事態が全国で発生しています。

火災原因のうち、毎年上位に名を連ねるものの中に『火遊び』があります。火遊びとは、火を点けるという行為から、放火の一種であるとも言えますが、行為者が子どもであるという点で、放火とは異なります。では火遊びとは何でしょうか？

火遊びの定義

消防機関では、火遊びとは「義務教育以下の児童が、これといった目的も無く火をもてあそび、誤って可燃物に着火させること」と定義しています。行為者が『子ども』であることに加え、わかりやすく言えば『まさか火事になるとは思っていない』ことが条件となります。これは言いかえると、例えば子どもであっても、火災になる危険性があるとわかっていて火を放った場合は、それは火遊びではなく『放火』になってしまうということです。火遊びは、放火と区別して考えられてはいるものの、その違いは紙一重であり、非常に危険な行為なのです。

火遊びによる火災の件数



左の図は火遊びによる火災の件数（大阪市）を表しています。中には住宅が全焼した事案や、死傷者が発生してしまった事案もあり、その数は決して少ないものではありません。また、火災に至らずとも、火遊びという『行為』自体を数えたとすれば、恐らくそれは莫大な数となることでしょう。

放火・失火の罪に該当する罪

- | | |
|-------------------|------------------|
| 現住建造物等放火罪（刑法108条） | 非現住物等放火罪（刑法109条） |
| 建造物等以外放火罪（刑法110条） | 延焼罪（刑法111条） |
| 放火予備罪（刑法113条） | 消化妨害罪（刑法114条） |
| 失火罪（刑法116条） | 業務上失火罪（刑法117条の2） |
| 重過失失火罪（刑法117条の2） | |

放火・失火の罪に該当する罪として上記のようなものがあります。いずれも懲役および罰金の刑罰を受けることになります。自分自身が罪を背負うだけではなく、人の命や財産まで奪ってしまう危険性があるのが火遊びです。火遊びは絶対にしないようにしましょう。

合唱練習がスタートしました！！！！

いよいよ合唱コンクールの練習がスタートしました。音楽の授業でも合唱練習はしますが、学年の取り組みとしては全7回の練習です。毎年、各クラスとも非常に熱心な取り組みを見せてくれます。体育大会で強まったクラスの輪が、もっとグッと引き締まる、といったところでしょうか。

みんなで協力して、美しいハーモニーを響かせてくれることに期待しています。